

独立行政法人教職員支援機構の保有する個人情報の
適切な管理のための措置に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日
教職員支援機構規程第 41 号
改正 平成 29 規 2
令和元規 36

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 管理体制（第 3 条―第 8 条）
- 第 3 章 教育研修（第 9 条）
- 第 4 章 職員等の責務（第 10 条―第 12 条）
- 第 5 章 保有個人情報の取扱い（第 13 条―第 24 条）
- 第 6 章 情報システムにおける安全の確保等（第 25 条―第 39 条）
- 第 7 章 データベース室等の安全管理（第 40 条―第 42 条）
- 第 8 章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第 43 条・第 44 条）
- 第 9 章 安全確保上の問題への対応（第 45 条・第 46 条）
- 第 10 章 監査及び点検の実施（第 47 条―第 49 条）
- 第 11 章 行政機関との連携（第 50 条）
- 第 12 章 雑則（第 51 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「保護法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）における保有する個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条に定める個人番号及び特定個人情報を含む。）の適切な管理のために、必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、保護法その他法令の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 2 この規程において「課等」とは、総務企画課、財務課、研修プロデュース室、研修・地域センター支援室及び調査企画課をいう。

3 この規程において「職員等」とは、役員及び職員（機構の業務に従事する派遣職員等を含む。）をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 機構に、総括保護管理者を一人置くこととし、理事をもって充てる。総括保護管理者は、機構における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理者）

第4条 課等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課等の長をもって充てる。保護管理者は、課等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（保護担当者）

第5条 課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護担当者を一人置く。保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

（特定個人情報等事務取扱担当者）

第6条 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う課等に、特定個人情報等を取り扱う職員として特定個人情報等事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）を置くこととし、事務取扱担当者及びその役割は、保護管理者が指定するものとする。

2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

（監査責任者）

第7条 機構に、監査責任者を一人置くこととし、監事をもって充てる。監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報の適切な管理のための委員会）

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員等を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催する。

第3章 教育研修

（教育研修）

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情

報の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 保護管理者は、当該課等の職員等に対し保有個人情報の適正な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員等の責務

(職員等の責務)

第10条 職員等は、保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに、総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 職員等は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が関連する法令及び規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

(適正な取得)

第11条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(従事者の義務)

第12条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 一 個人情報の取扱いに従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 二 機構から個人情報の取扱いの委託を受けて業務に従事している者又は従事していた者

第5章 保有個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第13条 職員等は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限りに、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に

認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第14条 職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第15条 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときと認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための機構の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(特定個人情報等の提供の求めの制限等)

第16条 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

- 2 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集または保管してはならない。
- 3 職員等は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。
- 4 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(正確性の確保)

第17条 職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(アクセス制限)

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員等とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製の制限)

第19条 職員等は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第20条 職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第21条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施

錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第22条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されている者を含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第23条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(取扱区域の制限)

第24条 保護管理者は、個人番号関係事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第25条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第28条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用してアクセス権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずるとともに、パスワード等の管理に関する定め の整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第26条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第27条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がな

れる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第28条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第29条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第30条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第31条 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第32条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第33条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第34条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第35条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第36条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第37条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第38条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第39条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能の有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 データベース室等の安全管理

(入退管理)

第40条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバの機器を設置する室（以下「サーバ室」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立合い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報又は保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、必要があると認めるときは、サーバ室及び情報保管室（以下「サーバ

室等」という。)の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

- 4 保護管理者は、サーバ室等の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め of 整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(施錠)

第41条 職員等は、サーバ室等を退室する際は、出入口を必ず施錠しなければならない。

- 2 保護管理者は、職員等がサーバ室等に入室し業務を行う場合であっても、保有個人情報の秘匿性等及びその内容に応じて、出入口を施錠させ、業務を行わせる措置を講じるものとする。

(データベース室等の管理)

第42条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、サーバ室等に、耐震、防火、防煙防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第43条 保護管理者は、保護法第9条第2項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、保護法第9条第2項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、保護法第9条第2項第三号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第44条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務（独立行政法人等非識別加工

情報の作成に係る業務を含む。)を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該業務の委託に係る契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で事前に確認するものとし、個人番号関係事務を委託する場合は、番号法に基づき機構における安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについても確認するものとする。

- 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。
 - 3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務（独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務を含む。）が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 4 保有個人情報の取扱いに係る業務（独立行政法人等非識別加工情報の作成に係る業務を含む。）を派遣職員によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第45条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じ

て、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。

- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに文部科学省に情報提供を行うものとする。
- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 総括保護管理者は、特定個人情報の情報漏えい等及び番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。
- 8 総括保護管理者は、次の各号に掲げる特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。
 - 一 情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部に情報漏えい等があった場合（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。）。
 - 二 事案における特定個人情報等の本人の数が 100 人を超える場合。
 - 三 不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合。
 - 四 職員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合。
 - 五 その他重大事案と判断される場合。

（公表等）

- 第 4 6 条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。
- 2 特定個人情報等の情報漏えい等及び番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事案の内容等に応じて、二次被害の防止及び類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について速やかに本人へ連絡又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
 - 3 特定個人情報等の情報漏えい等及び番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事案の内容等に応じて、二次被害の防止及び類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

第 10 章 監査及び点検の実施

（監査）

- 第 4 7 条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第 2 章から第 9 章に規定する措置の状況を含む機構における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第48条 保護管理者は、課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第49条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第11章 行政機関との連携

第50条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の「4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第12章 雑則

(雑則)

第51条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人教員研修センターの保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(教員研修センター規程第9号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年12月6日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。